お知らせ

標準小作料額が決まりました

（平成20年１月１日より適用）　　（単位：円/10a当たり）

	本宮			白沢			
	区　分	10a当たり収　量	金　額	区　分	10a当たり収　量	金　額	適　用
田	上田	540kg	15,000	上田	510kg	14,000	土地改良賦課金・水利費・共済賦課金については、耕作者（借り手）が負担、土地改良工事費（特別賦課金）は、所有者（貸し手）が負担する。
	中田	480kg	12,000	中田	450kg	11,000	
	下田	420kg	9,000	下田１	420kg	9,000	
	水利費は地主負担			下田２	390kg	4,000	
	・20a未満のほ場は中田に準ずる。			・田の小作料標準額は10a当たり水田に水稲作付けされたものとして算定しています。 ・転作に当たっては、両者で話し合いのうえ決定してください。			
	・10a未満のほ場は下田に準ずる。						
畑	牧草	生草　6,000kg	（乾燥　1,140kg）	2,000			

標準額小作料とは：農地法に基づき、農地を貸したり借りたりして、農地の有効利用、経営規模の拡大をはかるための契約金額を小作料といいます。その標準額は経済情勢や農産物の価格動向をみながら３年毎に見直しをすることになっています。

◆問い合わせ先　農業委員会（内線１５８）

工業統計調査にご協力ください

この調査は、工業の実態を明らかにすることを目的に、毎年12月31日現在で、製造業の事業所数、従業者数、製造品出荷額、原材料使用額などを調査するものです。

今年は、従業者が４人以上の製造業を営む事業所に、12月下旬に調査員が調査票への記入のお願いに伺いますので、ご協力ください。

～前年にご協力いただいた結果〔平成18年工業統計調査結果速報から抜粋〕～

地　区	事業所数〔従業者４人以上〕			従業者数〔人〕			製造品出荷額等〔単位:万円〕		
	平成17年	平成18年	増減	平成17年	平成18年	増減	平成17年	平成18年	増減
本宮町	69	62	△ 7	4,105	3,559	△ 546	18,986,835	18,311,155	△ 675,680
白沢村	37	38	1	1,887	1,936	49	3,704,000	4,104,738	400,738

◆問い合わせ先　行政経営課　情報統計係　（内線１０８）

本宮市水道工事指定店会

㈲浜野和水道（３３－２７８８）本宮市本宮字塩田49番地２
㈲本宮設備（３３－２５９２）本宮市本宮字南町裡１４４番地１
㈲タカトク設備（３３－２１８３）本宮市本宮字南町裡１０９番地
オオナミ㈱（３３－１００１）本宮市高木字戸崎63番地３
㈲佐藤商会（３３－５８７５）本宮市仁井田字富士内１番地１
㈲光設工業所（３３－１８９５）本宮市青田字孫市２番地25
㈲キング設備工業（３３－１２４８）本宮市青田字戸ノ内１２２番地11
㈲タカマツ（３３－５２４２）本宮市本宮字一ツ屋12番地７
㈱大敬工業所（４８－３２５３）大玉村玉井字中森３番地
㈱小山設備（３３－３０３１）本宮市本宮字仲町39番地
㈲須藤住機工業（３４－５５２８）本宮市本宮字小幡33番地１

街に示そう貴社のランドマーク
大型サインから屋内サインまで看板のことなら!!
有限会社 三貴デザイン
〒969-1103
福島県本宮市仁井田字上山田29-16
TEL0243-34-5044　FAX0243-34-5053
eメール　mikids@cocoa.ocn.ne.jp

国保だより　KOKUHODAYORI

70歳未満の方は入院前に必ず申請してください

～窓口での支払が自己負担限度額までになります～

70歳未満の方が入院したとき、平成19年３月までは、自己負担分（医療費の３割）を病院に支払ったあと、申請により限度額を超えた分が高額療養費として支給されました。

しかし、平成19年４月からは、保険者（国保の場合、保険者は市町村）から交付される「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、入院時の窓口での支払が限度額までで、高額療養費申請の必要もなくなりました。

入院される場合は、入院前に必ず申請をしてください。

ただし、一つの世帯で、同じ月に他に２１，０００円以上を一つの病院で自己負担されたときや、同じ世帯の中で70歳以上75歳未満の方が病院にかかったときなどは、高額療養費の申請が必要ですのでご注意ください。

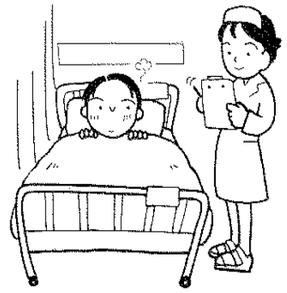

また、「限度額適用認定証」の有効期限は最長１年間（７月末日まで有効）となっていますので、期限後も入院の場合は８月以降に再度申請していただくようになります。

なお、国保税を滞納されている方はこれまでどおり、窓口で医療費の３割を自己負担して、支払後高額療養費の申請をしていただくようになります。

自己負担限度額（月額）

所得区分	３回目までの限度額	４回目以降の限度額※２
一般	80,100円＋(医療費－267,000円)×１％	44,400円
上位所得者※１	150,000円＋(医療費－500,000円)×１％	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※１　上位所得とは、国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯になります。所得の申告をしていない方がいる世帯も上位所得とみなされます。

※２　過去12カ月間に、１つの世帯で高額療養費の支給が４回以上あった場合の４回目以降の限度額

◆問い合わせ先
市民課　国保年金係（内線１２６・１２７）

上手にお医者さんにかかるには、
かかりつけ医をもちましょう

かかりつけ医とは、家族ぐるみで何かにつけてお世話になるお医者さん、家族のことをよく知ってくれているお医者さんのことです。

気軽に相談できるお医者さんが身近にいれば、非常に心強いものです。ぜひ、信頼できるかかりつけ医をもちましょう。

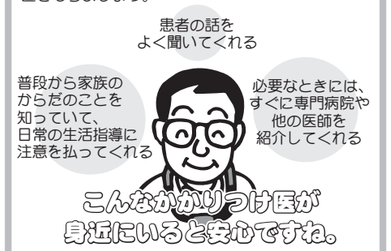

水廻りのリフォームで快適な暮らし
浴室・台所・トイレ改造工事のご相談は当社へ
株式会社 小山設備
代表取締役　小山　宏
〒969-1124　福島県本宮市本宮字仲町39
TEL　0243－33－3031
FAX　0243－33－3036

健康絶好調をお届けします
～歳末・謝恩・徹底ご奉仕会のご案内～
12月28日までご奉仕会を開催中です
卵油、卵、鶏肉ギョウザ、燻製など、
ご奉仕価格にて販売しています。
本宮烏骨鶏生産組合
〒969-1106 福島県本宮市岩根字苗代田8-1
TEL・FAX 0243-39-2775